



## 堺市立農業公園「加工体験施設」指定管理者 業務仕様書

### 1. 趣旨

この仕様書は、堺市立農業公園農産物加工体験ゾーン及び総合交流ゾーン（交流室、研修室、情報発信室、駐車場及びこれらに係るその他便益施設に限る。）（以下これらを「農業公園「加工体験施設」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び業務実施等について必要な事項を定める。

### 2. 管理運営の基本的な考え方

指定管理者は農業公園「加工体験施設」を管理運営するに当たり、次の各項目に留意してください。

- (1) 堺市立農業公園条例第1条の設置目的に基づき管理を行うこと。
- (2) 個人情報の保護を徹底するとともに情報公開を積極的に推進すること。
- (3) 公の施設であることを念頭において、公正、公平な管理を行うこととし、特定のものに有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (4) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ってサービスを提供すること。
- (5) 法令等を遵守して適正に管理業務を行うこと。
- (6) 効果的かつ効率的に管理業務を行い、経費の削減に努めること。
- (7) 地域住民や利用者の意見・要望を管理業務に反映させ、サービスの向上を図ること。
- (8) 利用者が安全かつ快適に利用できるように施設設備を適正に維持管理すること。
- (9) 省資源、省エネルギーに努め、廃棄物の排出を抑制して、環境への負荷の低減に努めること。
- (10) 地域の住民、自治組織、事業者等と良好な関係を維持すること。
- (11) 法人もしくは団体として障害者雇用の促進に関する法律に定めた障害者雇用率の達成に努めること。
- (12) 高齢者、障害者等就職困難者の雇用に積極的に努めること。また、訓練機会の提供に積極的に努めること。

### 3. 施設の概要

名称	農業公園「加工体験施設」
場所	堺市南区豊田2815-1、他
敷地面積	225,567㎡
建物施設	加工体験実習館 鉄骨造 平屋建 1,240.49㎡ 総合交流ターミナル 鉄骨造 平屋建 516.67㎡
施設内容	①専門加工工房（ハム・ソーセージ工房、ミルクプラント工房、バター工房、ヨーグルト工房、アイスクリーム工房、プリン工房、機械室、更衣室） ②特産品加工工房（菓子工房、惣菜工房、休憩室、倉庫） ③加工体験試食室（加工体験工房、加工体験準備室、加工体験試食室、事務室） ④総合交流ターミナル（販売所、情報発信室、交流室、研修室、便所、倉庫） ⑤親水施設 1,600㎡ ⑥いちごハウス 1,000㎡
附帯施設	羊牧舎、堆肥舎、小動物舎、飾りサイロ、便所、第2ゲート、休憩所、プロパン庫、機械室、駐車場

#### 4. 管理の基準

##### (1) 関係法令の遵守

農業公園「加工体験施設」の管理業務を行うに当たっては、次の法令等を遵守するものとします。

- ア 地方自治法及び地方自治法施行令
- イ 堺市立農業公園条例、堺市立農業公園条例施行規則
- ウ 労働基準法その他の労働関係法令
- エ 堺市個人情報保護条例、堺市情報公開条例
- オ その他関連法規・要綱・要領・通知等

##### (2) 休園日及び開園時間

指定管理者は、市長の承認を得て休園日及び開園時間並びに利用時間を定めること。

##### (3) 使用許可等

特産品加工工房及び総合交流ターミナルの使用許可及び使用許可の取消しは、堺市立農業公園条例第 5 条、第 7 条及び 11 条の規定を遵守して適正に行うこと。

なお、指定管理者は、堺市行政手続条例の適用を受ける「行政庁」に含まれることから、使用の許可等は同条例の定めに従って行うこと。

##### (4) 守秘義務

指定管理者の役員及び従業員は、堺市立農業公園条例第 24 条第 1 項第 3 号の規定を遵守し、業務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も同様とする。

##### (5) 個人情報の保護

指定管理者は、堺市個人情報保護条例第 11 条及び第 49 条の 2 の規定を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

指定管理者は、同条例の趣旨に則り、個人情報の保護に関して規定を定めて、市に準じた取扱いを行うこと。

なお、指定管理者（指定管理者から再委託を受けた事業者を含む。）の従業員（従業員であった者を含む。）による管理業務上知り得た個人情報の不正利用等に対しては、同条例第 56 条又は第 57 条の規定により罰則が適用される。この場合において、同条例第 61 条第 1 項の規定により、指定管理者（指定管理者から再委託を受けた事業者を含む。）である法人等に対しても罰則が適用される。

##### (6) 情報公開

指定管理者は、堺市情報公開条例第 36 条の 2 の規定を遵守し、管理運営に関して保有する情報の公開に努めなければならない。

指定管理者は、同条例の趣旨に則り、情報公開に関して規定を定めて、市に準じた取扱いを行うこと。

##### (7) 文書管理

指定管理者には、農業公園「加工体験施設」の管理運営業務上作成し、又は取得した文書について、目録を作成して適正に管理を行うとともに、市が指示する期間当該文書を保存することとします。

また、指定期間の満了時や指定が取り消された時は、当該文書を市に引き渡してください。

##### (8) 環境への配慮

電気使用料等の削減、車の燃料使用料の削減、上下水道使用料の削減、事務用品等の有効活用、グリーン購

入、廃棄物の減量化、リサイクルの推進等、環境に配慮した取り組みを行うこと。

(9) 就職困難者の訓練等受入への配慮

指定管理者は、公の施設の管理者として住民の福祉の増進が求められます。このことから、高齢者や障害者等の就職困難者の雇用や訓練を積極的に受入するなど、就職困難者に配慮した取組に努めることとします。

5. 事業計画書

指定管理者は、申請に際し提出した事業計画書(企画提案書)をもとに、市と協議調整を行い、管理業務に関して、次の事項を内容として、基本事業計画書及び年度事業計画書を作成し、市に提出して承認を受けることとします。

ア 管理運営方針(人権尊重の考え方、就職困難者の雇用等の方針、障害者等への配慮、環境方針を含む。)

イ 従業員の配置計画(法令等により免許・資格を要するものは証明書類の写しを添付(施設に応じて障害者・高齢者等の採用計画を含む))

ウ 従業員名簿(雇用形態を含む)

エ 職員の研修計画(人権研修を含む。)、人材育成計画

オ 個人情報の保護方針及び保護措置

カ 情報公開方針及び広報計画

キ 利用促進計画、サービス向上の方策

ク モニタリング計画(利用者意見の聴取等)と管理業務への反映

ケ 自主事業実施計画

コ 管理施設、設備、器具備品等の維持管理方針

サ 第三者への業務の委託計画

シ 苦情、要望への対応

ス 緊急時対策

セ 収支計画

ソ 目標設定と目標達成の方策

※ 基本事業計画書(指定期間中の共通計画)

事業計画書(企画提案書)に記載された内容のうち、全指定期間を通じて規定または決定しておくべき基本的な事項について記載

※ 年度事業計画書(年度ごとの事業計画)

事業計画書(企画提案書)に記載された内容のうち、年度単位で規定または決定すべき事項について記載(基本事業計画書に記載された内容以外のすべての事項を記載)

6. 業務内容

(1) 施設の運営に関する業務

① 職員の配置に関すること

(ア) 管理責任者を1名配置すること。

(イ) 午前9時30分から午後6時までは公園の利用者に支障を来さないような配置を行うとともに、各業務が確実にできる体制をとること。なお、特産品加工工房については午前6時から午後9時までの使用ができ

るような措置を講じること。

② 農業公園の集客、料金徴収に関すること

(ア) 農業公園の効率的かつ適切な運営を目的として、各種イベントの企画立案、広報活動その他集客に必要な業務を行うこと。

(イ) 入園料、体験教室・特産品加工工房利用料金並びに加工体験試食室・ふれあい動物コーナーに係る売上金の徴収を適切に行い、記録管理すること。

③ 農産物加工体験ゾーンに関すること

(ア) 加工品製造に関すること

ハム・ソーセージ、ミルク、バター、ヨーグルト、アイスクリーム、プリンを製造する過程を入園者に見学させるとともに、出来上がった加工品の販売を行うこと。

(イ) 加工体験試食室に関すること

地元の食材を取り入れた四季折々の食メニューを来園者に提供すること。

(ウ) 加工体験教室に関すること

来園者を対象にパンづくり、バターづくり、ソーセージづくり等のグルメ体験教室の運営を行うこと。

(エ) 特産品加工工房の運営に関すること

(オ) 総合交流ターミナルの運営に関すること

- ・塚のめぐみを取り入れた軽食メニューを来園者に提供すると共に地産地消の推進を図ること。
- ・交流室、研修室、情報発信室の運営に関すること。情報発信室については、木材利用のPRをはじめ、木工クラブ体験教室の運営等の活用を図ること。ただし、午前9時から午後9時までの使用ができるような措置を講じること。

A) 使用許可証の発行に関すること

B) 利用料金の徴収に関すること

C) 利用料金の減免に関すること

(カ) 動物の飼育に関すること

羊の追い込みショー、小動物とのふれあい、乳搾り体験など動物ふれあい事業の運営を行うこと。

(キ) 菜園の運営管理に関すること

菜の花、ひまわり、コスモスなど四季折々の花々を植栽し農業公園に相応しい菜園の管理を行うこと。

(ク) イチゴハウスの運営に関すること

①地産地消の推進並びにグルメ体験教室の充実を図る事業の運営を行うこと。

②イチゴ栽培の年間工程

1) 4月～8月 苗づくり

- ・親株根付けを行うこと。
- ・ランナー取りを行うこと。
- ・ポットに受けて育成を行うこと。

2) 6月～8月 土ベッド養生

- ・土壌改良を行うこと。

- 3) 9月 定植
  - ・実取り株根付け育成を行うこと。
- 4) 10月～12月株育成
  - ・葉かき、ランナーかきを行うこと。
- 5) 1月～6月 収穫体験を行うこと。

③栽培品種

- 1) とち乙女
- 2) さがほのか
- 3) 紅ほっぺ

④収穫体験に係る料金については、本市の承認を得ること。

(ケ) 親水施設の運営に関すること

- ① 景観及び水の憩いの場を提供することによって、夏期の集客力向上を目的とした親水施設“じゃぶじゃぶ池”事業の運営を行うこと。
- ② 管理運営については、管理基準を遵守すること。(別紙管理基準を参考にすること)

(コ) 駐車場の運営管理に関すること

来園者が利用しやすいような車の誘導及び管理を行うこと。(第1・2駐車場)

(サ) その他の施設の円滑な運営に必要な業務(施設利用者への飲料の供給)

(2) 施設の維持管理に関する業務

- ① 農業公園「加工体験施設」に係る機器・機械、厨房機材等の保守点検に関すること
- ② 防火設備の保守点検に関すること
- ③ 農業公園「加工体験施設」の防災に関すること(防火管理者の配置及び防災訓練を含む)
- ④ 羊牧舎他の附帯施設に係る維持管理に関すること
- ⑤ 便所清掃に関すること
- ⑥ 清掃除草に関すること(通年)
- ⑦ 樹木の剪定に関すること(随時)
- ⑧ 樹木の薬剤散布に関すること(随時)
- ⑨ 樹木等の散水に関すること(7月～9月)
- ⑩ 水道施設、電気施設等の修繕に関すること
- ⑪ 法面、フェンス等の修繕に関すること
- ⑫ その他農業公園「加工体験施設」に係る維持管理に関すること

(3) 施設の企画等に関する業務(自主事業)

指定管理者は、自主事業として次の事業を実施してください。

ただし、事業の実施にあたり、あらかじめ市にその内容を提案し、承認を得た上で、実施してください。

① 施設の利用促進事業

指定管理者は、ファミリー層を中心とした利用者の誘致ができ、村のエリアの活性化に繋がるサラブレット等のふれあい事業を行うこと。

## ② 自家製品等の販売事業

指定管理者は、農産物加工工房で加工製造した、ソーセージ・乳製品等の販売を行うこと。

## 7. 業務の第三者への委託

指定管理者は、管理業務の全部又は一部を第三者に委託することはできません。ただし、この仕様書に記載している業務の全部又は一部については、あらかじめ市に書面で届け出て、承認を得た場合は、第三者に委託することができます。この場合、指定管理者の責任において当該業務の履行や委託先の法令遵守等を確保することとし、当該委託先からさらに再委託させることはできません。

また、堺市入札参加資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた者ならびに、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員及び暴力団の関係者と認められる者に委託することはできません。なお、第三者に業務を委託した場合は、当該委託先との委託契約書等の写しを市に提出してください。

## 8. 備品の貸与及び購入等

- ① 堺市の備品については、無償貸与とする。ただし、保守点検、修繕及び各備品の使用に係る消耗品については指定管理者の負担とする。(備品については、別紙備品一覧表を参照のこと。)
- ② 既設備品以外に必要な備品の調達は、指定管理者の負担とする。
- ③ 既設備品及び不具合が生じた備品の更新は、原則として管理者の負担とする。
- ④ 備品等は整理し、購入廃棄等の異動については、定期的に市に報告すること。
- ⑤ 指定管理者は原則として施設及び備品の原状を変更できないが、指定管理者の発意による市民サービス向上に資するための施設設備の改良等については、市と協議の後、申請を行い、市が承認した場合は、指定管理者の費用負担により実施できることとする。
- ⑥ 市は、必要に応じて施設、設備、器具備品の維持管理について現地調査を行うことができるものとする。

## 9. 市の指示等

- ① 市は施設管理の適正を期すため、指定管理者に対して、管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができます。(地方自治法第244条の2第10項)
- ② 指定管理者が①に定める指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、市は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。(地方自治法第244条の2第11項)

## 10. モニタリング等

- ① 指定管理者は、管理運営業務に関する利用者の意見や要望を把握し、管理運営業務に反映させるため、下記の調査項目を標準として、利用者を対象とした意見箱の設置やアンケート等による意見聴取を行い、その結果(自己評価を含む。)を集計して市に報告書を提出ください。

(調査項目)

ア 施設の充実度

- イ 施設の利用のしやすさ
- ウ 職員の対応（言葉づかい、態度）
- エ 利用料、利用時間
- オ イベント、自主事業等の充実度

② 市は、指定管理者から提出される報告書により、適切に管理運営業務がなされているか、また、設定された目標が達成されているかなどについて確認を行い、その結果指定管理者に必要な指示を行います。さらに、指定期間中において、必要に応じて随時に管理運営業務の実績の確認及び評価をするためのモニタリングを行うことができるものとし、指定管理者はこれに協力すること。

#### 1 1. 管理運営業務の報告

指定管理者は、次のアからシの事項を内容とする事業報告書（①～③）を作成のうえ市へ提出すること。

事業報告書は、堺市情報公開条例において規定する非公開情報に該当する部分を除き、市政情報センターで一般の閲覧に供します。

（報告提出時期等）

- ① 月次事業報告書（提出期限：翌月15日）
  - ・月例報告書（別に定める）
  - ・利用実績（施設毎に日々の利用者数、利用料金収入、収支報告書等）
- ② 四半期事業報告書（提出期限：四半期末の翌月30日）
  - ・利用実績（施設毎に月々の利用者数、利用料金収入）
  - ・四半期決算書（貸借対照表、損益計算書等）
- ③ 年次事業報告書（提出期限：会計年度終了後2ヶ月以内）
  - ・利用実績（施設毎に四半期毎の利用者数、利用料金収入）
  - ・決算関係書類一式（貸借対照表、損益計算書、営業報告書、勘定科目内訳書、他）

（報告内容）

- ア 収支状況
- イ 利用料金の収入状況
- ウ 管理運営業務の実施状況
- エ 施設の利用状況
- オ 自主事業の実施・収支状況
- カ 利用者意見の聴取状況
- キ 人材育成の取組（人権研修を含む職員の研修の実施状況等）
- ク 事故、苦情及び要望の件数、内容とその対応
- ケ 個人情報の保護、情報公開の実施状況
- コ 備品の状況
- サ 指定管理者の目標の達成状況及び自己評価並びに管理運営業務の総括
- シ その他市長が必要と認める事項

④ 次のような事項に該当したときは、指定管理者は速やかに市に報告を行うこととします。

ア 施設において、事故又は災害等の緊急事態が発生したとき

イ 施設の管理業務に関して指定管理者が争訟を提起されたとき、又は提起されるおそれがあるとき

ウ 金融機関との取引が停止となったとき

エ 施設の管理業務に関して有する債権に対して差押え又は、仮差し押さえがなされたとき

オ 破産、会社更生、民事再生及び特別清算のいずれかの申立てを行うとき、又は申立てするおそれがあるとき、又は破産の申立てをされるおそれがあるとき。

カ 定款若しくは寄附行為又は登記事項に変更があったとき、その他適正な管理業務に支障を来たす事態が生じたとき

## 1.2. 管理運営業務の継続が困難になった場合の措置

### ① 指定管理者の責に帰すべき事由により管理運営業務の継続が困難となった場合

市は指定管理者の指定を取り消す等の措置をとることとします。この場合、市に生じた損害は指定管理者が市に賠償するものとしてします。

### ② 不可抗力等により管理運営業務の継続が困難となった場合

自然災害その他の不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由の場合、事業継続の可否について協議するものとしてします。一定期間内に協議が整わない場合は、市は指定管理者との協定を解除できるものとしてします。

## 1.3. 原状回復等

指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しによって管理運営業務が終了したときは、次期管理者が適切に施設の管理運営業務を実施できるように引き継ぐこととします。また、指定管理者が施設設備の原形を変更している場合は、指定管理者の費用負担によりこれを原状に回復して引き継ぐこととします。

## 1.4. 一般的な注意事項

業務を実施するにあたっては、次の各事項に留意して、円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の個人や団体等に有利若しくは不利になる運営をしないこと。
- (2) 利用者の人権を尊重するとともに、その意見を管理運営に反映させ、サービスの向上を図ること。
- (3) 利用者からの苦情については、速やかに適切な解決に努めるとともに、その経過を月例報告書により報告すること。
- (4) 指定管理者が、施設の管理運営にかかる規則等を策定する場合は、市と協議して行うこと。

## 1.5. 協定の締結

指定管理者は、市と協議を行ったうえで、農業公園「加工体験施設」の管理に関する協定を締結するものとする。協定の主な内容は次のとおり。

なお、協定書の解釈について疑義が生じた場合又は協定に定めのない事項が生じた場合は市と指定管理者は誠意



を持って協議するものとする。

- (1) 管理の基本方針に関する事項
- (2) 本業務の範囲と実施条件に関する事項
- (3) 本業務の実施に関する事項
- (4) 備品等の取扱いに関する事項
- (5) 業務実施に係る基本事業計画等の確認事項
- (6) 指定管理料及び利用料金に関する事項
- (7) 自主事業に関する事項
- (8) 損害賠償及び不可抗力に関する事項
- (9) 指定期間の満了に関する事項
- (10) 指定期間満了以前の指定の取消し等に関する事項
- (11) その他本市が必要と認める事項

#### 16. 業務の引継ぎ等

指定管理者は、指定の期間が満了した場合又は指定が取り消された場合は、次期管理者が円滑かつ支障なく管理運営業務を遂行できるように引継ぎを行うものとする。

#### 17. その他

##### ア 緊急時等への対応

###### (ア) 日常警備

農業公園「加工体験施設」の管理業務においては、施設の防犯、防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境を確保することとし、施設の警備業務を適切に行うこと。

###### (イ) 事件事故及び災害の発生時等の対応

利用者の避難、誘導、安全確保、関係機関への通報等についての対応計画や防犯・防災対策マニュアルを作成し、職員の指導及び避難誘導訓練を行うこと。また、急病人、けが人の発生に対応できるよう、近隣の医療機関と連携を図ること。

緊急事態が発生した場合は、初期消火活動、避難誘導、負傷者の救護等、迅速かつ最善の対応をとること。

なお、地震、台風等の発生時は、市は管理運営業務の休止を指示することがある。

###### (ウ) 臨機の措置

災害防止、人命救助等緊急の必要があるときは、施設の管理運営業務の範囲外であっても指定管理者の判断により臨機の措置をとること。また、臨機の措置をとった場合は、市に事後報告すること。

###### (エ) 消防法上の措置等

施設内の火気管理を徹底するとともに、防火責任者の選任、消防計画の策定、消防設備の点検等消防法上必要な措置をとり、平素から所轄消防署等と連絡を密にして防火管理の適正を期すこと。

##### イ 関係機関等との協議

管理業務の実施に当たっては、適宜市の関係課等と連絡調整又は協議を行うとともに、市の要請に応じて連絡会議等に参加すること。また、関係機関と連携を図るとともに、利用者団体や地域と良好な関係を維持すること。

ウ 目的外使用許可

農業公園「加工体験施設」の目的外使用許可は指定管理者の業務の範囲外であるため、市が堺市行政財産の目的外使用許可に関する条例に基づき許可を行い、その使用料は市の収入となる。

エ 市の主催事業への協力

市が主催し、毎年12月に開催される「さかい食育わんだーらんど」について、開催時の施設使用や準備時の機材搬入等について、円滑な大会運営ができるように連携・協力を行うこと。

オ 市の広報業務への協力について

市民サービスの一環として、市の発行するパンフレット、刊行物の配架、配布、ポスターの掲示を行うなど、市の広報業務に協力すること。

カ 規則・マニュアル等の作成

指定管理者は、施設の管理業務に必要な規則・マニュアルを適宜市と協議を行って作成し、事前に市の承認を得ること。

キ 保険加入

指定管理者は、管理業務におけるリスク分担に備えて、市と指定管理者を被保険者とする施設賠償責任保険に加入すること。なお、保険金額は対人賠償1名1億円以上、1事故1請求10億円以上、対物賠償5千万円以上とする。

ク 市との協議

管理業務の実施に際して、仕様書に規定のない事項等や疑義が生じた場合は、適宜、市と協議を行うこと。

18. 市の目標

区分	項目	目標・水準等
① 適正な管理運営の確保に関する目標	農産物収穫体験事業開催件数	15件/年
② 利用者サービスの向上への取組に関する目標	入園者数	42万人(平成31年度) 44万人(平成32年度) 46万人(平成33年度) 48万人(平成34年度) 50万人(平成35年度)
③ 収支に関する目標	利用料金収入	244百万円(平成31年度) 256百万円(平成32年度) 268百万円(平成33年度) 279百万円(平成34年度) 291百万円(平成35年度)
④ その他の目標	園内いちご摘み体験利用者数	4700人/年

## 加工体験施設

## 特産品加工工房・堆肥舎 備品配置明細表(平成29年度末現在)

所在場所	備品番号	品名
休憩・更衣室	64475	シューズボックス
	64474	片袖机
	64484	肘付椅子
	64479	シューズボックス
	64478	ロッカー
	64477	ロッカー
菓子工房	64452	プレハブ冷蔵庫
	64528	パンラック
	64529	パンラック
	64461	戸棚
	64450	真空包装機
	64476	厨房用置台
	64453	餅きり機
	64448	餅つき機
	64447	煎餅焼き機
	64480	洗米機
	64449	オーブン
	64467	ガスコンロ
	64470	厨房用作業台
	64463	シンク
	64458	ミキサー
	64459	ミキサー
	64464	パンラック
	64527	移動台
前室	64466	収納棚
	64482	月行事
倉庫	64481	アングル棚
惣菜工房	64460	戸棚
	64503	はかり
	64465	パンラック
	64462	シンク
	64451	消毒槽
	64455	野菜裁断機
	64454	回転釜
	64469	ガスコンロ
	64472	厨房用作業台
	64456	包装機
	64468	移動台
	64471	シーラー
	64473	厨房用作業台
	64457	プレハブ冷蔵庫
	64512	厨房用作業台

所在場所	備品番号	品名
堆肥舎	85831	糞尿処理機
第1駐車場入口	A8090503	監視用テレビカメラ
	A8090504	監視用テレビカメラ
第2ゲート前	A8090505	監視用テレビカメラ
第3ゲート前	A8090506	監視用テレビカメラ

## 加工体験施設

専門加工工房 備品配置明細表(平成29年度末現在)

所在場所	備品番号	品名
前室	64538	シューズボックス
	64533	シューズボックス
通路	64536	シューズボックス
	64537	シューズボックス
乳製品プラント室	64497	プレハブ冷蔵庫
休憩室更衣室	64430	片袖机
	64446	肘付椅子
	64532	片袖机
	64540	肘付椅子
	64539	行事予定
ヨーグルト工房	64524	厨房用作業台
	64526	厨房用作業台
アイスクリーム工房	64517	厨房用作業台
バター工房	64281	ミキサー
	64514	厨房用作業台
	64349	包装機
プリン工房	64504	パンラック
	64515	厨房用作業台
通路	64505	パンラック
倉庫	64521	パンラック
	A8090099	電子天秤
プレハブ冷蔵庫	64496	プレハブ冷蔵庫
	64522	パンラック
プレハブ冷凍庫	64492	プレハブ冷凍庫

所在場所	備品番号	品名
倉庫	64523	パンラック
通路	64510	パンラック
	64520	パンラック
器具庫	64519	パンラック
プレハブ冷蔵庫	64495	プレハブ冷蔵庫
	64509	パンラック
	64508	パンラック
プレハブ冷凍庫	64486	プレハブ冷凍庫
プレハブ冷蔵庫	64493	プレハブ冷蔵庫
	64507	パンラック
ハムソーセージ工房	64500	ミキサー
	64499	製氷機
	64534	移動台
	64494	カッター
	64518	パンラック
	64502	水きり台
	64511	厨房用作業台
	64485	腸詰機
	64501	二槽シンク
	64535	移動台
	A8087825	ミートチョッパー
A8090098	電子天秤	
釜場	64530	コンプレッサー
包装室	64513	二槽シンク
	64491	プレハブ冷蔵庫
	64487	プリンタ
	64490	包装機
前室	64429	片袖机
	64445	肘付椅子
	64516	一槽シンク
通路	64488	プレハブ冷蔵庫
	64525	パンラック
	64489	プレハブ冷凍庫

## 加工体験施設

加工体験工房 備品配置明細表(平成29年度末現在)

所在場所	備品番号	品名	所在場所	備品番号	品名	
教室	64282	シューズボックス	教室	64328	長椅子	
	64285	シューズボックス		64320	長椅子	
	64286	シューズボックス		64316	長椅子	
	64284	シューズボックス		64325	長椅子	
	64334	ガスコンロ		64324	長椅子	
	64333	ガスコンロ		64288	製氷機	
	64332	ガスコンロ		64304	パンラック	
	64331	ガスコンロ		64303	収納棚	
	64330	ガスコンロ		加工体験 準備室	A8085312	ドウコンディショナー
	64338	ガスコンロ			64278	オープン
	64337	ガスコンロ	64287		業務用冷蔵庫	
	64335	ガスコンロ	64302		厨房用作業台	
	64339	ガスコンロ	64431		シューズボックス	
	64290	作業テーブル	64289		二槽シンク	
	64300	作業テーブル	64280		食器洗浄機	
	64301	作業テーブル	64283		業務用冷凍冷蔵庫	
	64291	作業テーブル	64428		片袖机	
	64292	作業テーブル	64444		肘付回転椅子	
	64293	作業テーブル				
	64294	作業テーブル				
	64295	作業テーブル				
	64296	作業テーブル				
	64297	作業テーブル				
	64298	作業テーブル				
	64299	作業テーブル				
	64312	長椅子				
	64309	長椅子				
	64313	長椅子				
	64305	長椅子				
	64314	長椅子				
	64306	長椅子				
	64310	長椅子				
	64315	長椅子				
	64307	長椅子				
	64327	長椅子				
	64311	長椅子				
	64308	長椅子				
	64326	長椅子				
	64317	長椅子				
	64319	長椅子				
	64323	長椅子				
	64322	長椅子				
64321	長椅子					
64318	長椅子					

加工体験施設

加工体験試食準備室 備品配置明細表(平成29年度末現在)

所在場所	備品番号	品名
加工体験 試食準備室	64360	コールドテーブル
	64361	ドリンクテーブル
	64343	オープンレンジ
	64350	パンラック
	64438	洗米機
	64442	一槽シンク
	64426	厨房用作業台
	64367	ガスコンロ
	64409	ガステーブル
	64358	フライヤー
	64435	冷凍ストッカー
	64364	厨房用作業台
	64348	スープケトル
	64363	厨房用作業台
	64439	下膳ワゴン
	64440	下膳ワゴン
	64425	厨房用作業台
	64354	コールドテーブル
	64365	ウォーマーテーブル
	64362	ウォーマーテーブル
	64366	ウォーマーテーブル
	64351	食器消毒保管庫
	64368	ディスペンサー
	64346	食器洗浄機
	64353	厨房用作業台
	64352	厨房用作業台
	64355	ソールドテーブル
	64432	クリーンテーブル
	64356	食器消毒保管庫
	64357	食器消毒保管庫
	64359	ラック
	64342	プレハブ冷凍庫
64344	プレハブ冷蔵庫	

所在場所	備品番号	品名
通路	64437	シューズボックス
事務所	64329	脚付ボード
	64427	片袖机
	64443	肘付回転椅子

## 加工体験施設

## 加工体験試食室 備品配置明細表(平成29年度末現在)

所在場所	備品番号	品名
加工体験 試食室	64390	食堂テーブル
	64402	食堂テーブル
	64394	食堂テーブル
	64422	野外卓
	64411	野外卓
	64415	野外卓
	64391	食堂テーブル
	64398	食堂テーブル
	64371	食堂テーブル
	64403	食堂テーブル
	64389	食堂テーブル
	64375	食堂テーブル
	64369	食堂テーブル
	64393	食堂テーブル
	64408	食堂テーブル
	64380	食堂テーブル
	64396	食堂テーブル
	64373	食堂テーブル
	64388	食堂テーブル
	64381	食堂テーブル
	64377	食堂テーブル
	64386	食堂テーブル
	64399	食堂テーブル
	64401	食堂テーブル
	64370	食堂テーブル
	64395	食堂テーブル
	64376	食堂テーブル
	64379	食堂テーブル
	64392	食堂テーブル
	64407	食堂テーブル
	64405	食堂テーブル
	64372	食堂テーブル
	64382	食堂テーブル
	64385	食堂テーブル
	64406	食堂テーブル
	64400	食堂テーブル
	64404	食堂テーブル
	64397	食堂テーブル
	64378	食堂テーブル
	64384	食堂テーブル
64387	食堂テーブル	
64374	食堂テーブル	
64383	食堂テーブル	
64345	給茶器	

所在場所	備品番号	品名
テラス	64341	傘立
	64421	野外卓
	64418	野外卓
	64417	野外卓
	64414	野外卓
	64412	野外卓
	64420	野外卓
	64416	野外卓
	64424	野外卓
	64423	野外卓
	64413	野外卓
	64419	野外卓

総合交流ターミナル 備品配置明細表(平成29年度末現在)

所在場所	備品番号	品名
旧事務所	64137	保管庫
	64138	保管庫
	64236	金庫
	64255	保管庫
	64256	保管庫
	64257	保管庫
	64258	片袖机
	64259	片袖机
	64260	片袖机
	64261	片袖机
	64272	黒板
	64274	肘付回転椅子
	64275	肘付回転椅子
	研修室	64130
64131		会議机
64132		会議机
64133		会議机
64134		会議机
64135		会議机
64136		会議机
64140		更衣ロッカー
64141		更衣ロッカー
64146		会議机
64147		会議机
64149		会議机
64150		会議机
64152		会議机
64153		会議机
64155		会議机
64157		保管庫
64158		保管庫
64159		保管庫
64160		保管庫
交流室	64176	書架
	64177	書架
	64218	会議机
	64219	会議机
情報発信室	64189	展示ボード
	64208	展示ボード
	64209	展示ボード
	64210	展示ボード
	64211	展示ボード
	64212	展示ボード
64213	展示ボード	

所在場所	備品番号	品名
情報発信室	64214	展示ボード
	64215	展示ボード
	64216	展示ボード
	64217	展示ボード
	64268	アングル棚
	64269	アングル棚
	A8030256	ひな壇
	A8030257	ひな壇
	A8030258	ひな壇
	A8030259	ひな壇
	86791	その他厨房機器
旧バックヤード	64262	整理ケース
	64263	整理ケース
	64264	整理ケース
	64265	整理ケース
	64273	黒板
	86789	業務用冷蔵庫
86790	業務用冷蔵庫	
旧直売所	A8031932	プレハブ冷蔵庫



様式1

質問書（堺市立農業公園「加工体験施設」）

平成 年 月 日

(質問項目) (募集要項又は仕様書・資料名・ページ・項目)
(質問内容)

団体名			
所在地			
所属名		担当者名	
電話番号		FAX 番号	
Eメール			

※送付先：堺市産業振興局農政部農水産課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-6971

FAX 072-228-7370

Eメール nosui@city.sakai.lg.jp

